

政令第二百八十四号

農地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

農地法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十二月十五日とする。